

上海事件と國際聯盟

昭和七年三月十五日
陸軍省調査班



* 0009707000 *

0009707-000

644-80

上海事件と國際聯盟

陸軍省調査班・編

陸軍省調査班

昭和7

ABJ

646-80 19-041

上海事件と國際聯盟

國際聯盟の第六十六回理事會は一月二十五日より書府に開催せられ、日支問題は午後公開理事會に於て討議せられた。

議長「ボンクール」氏は前回の理事會以降に於ける日支問題に關する推移竝支那調査員派遣の件を述べ、支那代表顧惠慶は滿洲事變其後の情況に關し日本側の行動が理事會の決議を全然蹂躪したるか如く論難したる後、日本は中支及南支まで侵入を企て青島、上海、福州に於て争亂を起し事態を益々悪化せしめありと述べ

佐藤代表は滿洲の實情に關し詳細に説明して支那側の論據を反駁し、事件が中支、南支に擴大せりと稱したが、上海事件は事態極めて危険なるも斯かる状態に立ち至りたるは、日本側の責任にあらざる旨を仔細に説破した。

次で日支間に應酬ありたる後

議長は滿洲事變に關しては、十二月理事會に於て決議を採擇し現在に於ても之を變更するの理由なきも、最近惹起したる上海事件に就ては事態を惡化せしむるが如き一切の措置を執らざることを、日支兩國に希望する旨を述べ一應討議を打切つた。

上海に於ては一月二十八日支那民衆及軍隊の不穩の行動を爲すものありて、秩序全く紊亂するに至つたので、工部局は共同租界に戒嚴令を施行し、帝國海軍陸戰隊は豫てよりの列國協議に基き居留民保護の爲、北四川路兩側を警戒する爲夜半より行動を開始したるに、支那軍は不法にも突如射撃を開始したるを以て遂に我が軍は之に應戦するの已むなきに至り、上海事件の勃發を見るに至つた（昭和七、二、八、陸軍省調査班上海事件と陸軍派遣に至るまでの経緯参照）

帝國政府は二十九日夜上海事件に關し左の如く帝國の公正なる態度を中外に宣明すべき聲明を發表した。

上海事件に對する帝國政府聲明

一 帝國政府は國民政府に對し、客年十月九日付覺書を以て支那各地に於て暴威を逞うする排日運動は、組織上及實際上國民政府とその職能を分つこと困難なる國民黨黨部の、直接間接の指導下に國策遂行の手段として行はるゝ武力によらざる、敵對行爲なることを指摘し、黨部及其の指導する各種排日團體の策動を控制すべきは勿論、その他排日運動を取締り、竝本邦人の生命財産及利益を保護する必要且有效なる措置をとらむことを要求し、尙その以後に於ても幾度となく支那中央及地方官憲に對し、右要求の趣旨を繰返しその深甚なる注意を喚起し來れり。

二 然るに國民政府に於ては、叙上帝國政府の要求に應ずるの誠意なく、甚しきに至りては支那官民の帝國及帝國臣民に對する不法行爲を以て愛國心の發露なりとし、寧ろ之を獎勵するが如き態度に出でたる爲、排日運動は愈、深刻執拗を加へ、殊に近時廣東、青島、福州等に於て帝國臣民殺害事件、帝國官吏侮辱を惹起したるのみならず、支那諸新聞紙の我が皇室に對する不敬記事事件をさへ發生するに至れり。

り。

四

三 就中上海に於ては抗日會本部、その他各種の排日團體の跳梁最も甚しく、殊に最近民國日報の不敬記事事件及日蓮宗僧侶に對する殺傷事件等の發生以來事態益々惡化せるにより、在上海帝國總領事は同地方支那官憲に對し排日運動の取締、その他に關する要求を提出したる處、右は極めて公正妥當なるものなりしに拘らず、支那側にては荏苒回答を遷延する一方、上海の周圍に軍隊を集中して我が方を威嚇するが如き態度を示し、爲に居留邦人をして極度の危虞を抱かしめたり。

四 尤も支那側にては二十八日午後三時に至り、結局我が方の要求を容認するに至れるところ、我が方に於ては支那側從來の遣口に顧み、之が實行を監視すると共に、不逞分子の策動に對する警戒を怠らざりしが、一方共同租界工部局に於ても同租界付近の支那軍隊等にして不穩の行動に出づるものありたるに顧み、同日午後四時戒嚴令を布告せり、その結果列國駐屯軍は協同防備計畫に基づき各、配置につくこととな

り、我が陸戦隊も亦その擔任區域たる北四川路兩側に對し二十九日午前零時より配備を開始せるに、支那正規軍隊より突如として發砲挑戰せるに依り我が軍之に應戰するの已むなきに至れるが、目下我が方は支那當局に對し同國軍隊の本邦人居留區域付近撤退方を引續き要求中なり。

五 今次上海方面に於ける我が海軍の行動は、既往に於て主要列國が同地方にて屢、執り來れる實力行動と均しく、全く居留邦人の生命財産その他我が方權益の擁護を目的とする外他意なきと共に、今回の派兵は從來我が方が英米佛等の上海駐屯軍に比し少數の陸戦隊を同地に駐めをりたるを事態に應じ増加せるに過ぎざるところ、我が方に於てはもとより列國協調の方針を持し、現に出先帝國官憲は關係各國領事館、共同租界工部局、各國駐屯軍と密接なる連絡を保ちをれる次第にして、我が方に於て上海地方に對し何等政治的野心を有せざるは勿論、同地方に於ける列國の權利利益を侵害するが如き意圖なきことは多言を要せざる所なり。

一月二十
九日公開
理事會

六

二十九日支那代表は日支事件を聯盟規約第十條及第十五條に依り、聯盟理事會に附託方の要求を聯盟事務總長に提出し、同日午後公開理事會を開催された。議長は日支事件に關し和平解決の爲聯盟が從來より努力し來りし次第を述べ、調査委員會の任命は最も重大にして其第一回の報告の來らざるに更に決議するも無意味である、然し支那代表が規約第十五條に訴へたる以上理事會も亦第十五條の下に行動せねばならぬと述べ、事務總長に對し第十五條の規定に據り其執るべき手續を陳述すべき事を求めた。支那代表は武力を行使して紛争の解決を圖らんとする日本の行動は聯盟規約の侵犯である、支那は規約第十五條に訴へ事件を處理するの必要を認めたとて、日本の行動に關する電報を續み上げ、此事態の全責任は日本の負ふべきものだと言へた。帝國代表は、上海事件に關し支那代表の電報は虚報にして上海に於ける抗日狀況、支那兵の不法射撃に依り帝國は自衛手段を執るに至りたる次第を詳細に述べ、且上海附近に於ける英米出兵の先例を示したる後、規約第十五條を援用せんとするが如きは同時に第

十一條と共に二箇の條項に基き行動することは果して可能なりや、而して日支直接交渉に依りて問題を解決せんことを欲し未だ其方法を盡さざるに、規約第十五條を援用せんとするが如きは遺憾であると反駁した。

議長は規約第十五條に基き訴が果して適當なりや否やを決するのは理事會の任務にあらず、理事會は其訴に依つて行動し得るに過ぎないとて安達博士を長とする法律委員會の回答を述べ、規約第十一條、第十五條は相矛盾するものにあらずと論じ、佐藤代表との間に第十五條援用に關する幾多の應酬ありたるも日本代表の主張を押し切り、遂に規約第十五條適用準備に取りかゝることに決し、一先づ日支問題を打切つた。

一月三十
日公開理
事會

三十日午後理事會は一般議題討議の後日支問題を討議した。

事務總長「ドラモンド」氏より先づ發言を求め、上海事件調査委員組織案即ち事件發生當時現場に駐在せし理事國の領事を以て編成し、之等委員をして事務總長に對し必要なる

報告を爲さしむることとするの提議を爲し、次で

八

支那代表は上海に於ける調査委員の成立を喜ぶ旨を述べ、支那が第十五條の援用を要求したるは強ち上海事件のみならず、滿洲は尙重要なるを以て滿洲全般の事件に就き第十五條の適用を要求するものにして、事務總長は速に必要の措置を執らるゝことを希望すると述べ、日本が第十條に違反し支那の領土を侵略し居る旨を主張した。

事務總長は之に對し予は第十五條第一項に依り事件取調の爲適當と認むる措置を執るべきも、事件の解決は固より理事會の權限である。滿洲問題に就ては既に理事會が處理しつゝあり其方法にて十分なりと思惟すと述べ、議長も之を支持し支那の要求を拒絶したる後上海事件調査委員を組織する件を諮り之を可決した。

佐藤代表は滿洲其他に於て領土上の野心なきこと、日本軍の行動は理事會の決議に認めあること、上海に於ても滿洲同様日本人の生命財産保護の爲の自衛手段にして第十條に違反の問題生起せざることを述べ、第十五條の援用に關する解釋問題に就き前日の理事

會に意見の提出を留保したる處、更に本件に就き重ねて日支問題は第十一條に依り審議を續くる事を得策とすること、第十一條に依り審議中の事項を更に第十五條に依り審議するの要求を理事會が十分なる審議をなさずして受理せんとするの不可なること、を條理を盡して反駁し萬一日本代表の意見を審査せず、速急に重大問題を決するに於ては、日本に非常なる悪しき印象を與ふべしと述べた。

英國代表「セシル」は第十五條援用問題は、本條第一項に依り一方當事國のみの要求にて十分なること疑ない、此點に付何等審査の必要を認めず、又兩條併用の問題に就ても之を阻止すべき理由なしとして日本側の意見を反駁した。

西班牙、「ユーゴスラビヤ」代表も英國代表の意見を支持し、

佐藤代表は再び第十五條の適用が其當否を調査することなくして之を援用し得らるゝものとの解釋には承服し得ずと最後迄反對した。

議長は日本が本件に付今後も意見を提出するを妨げざるも、理事會が第十五條適用の要

求に對する支那代表の申出を容れたるは規約の條文に従つたものに過ぎない、但茲に本條第一項に依る手續を開始するも紛争の實態に就ては何等の決定をしたる次第にあらざると、「ドラモンド」氏の提案たる調査委員の組織を適當とする旨を述べ理事會の行動は適當であると結んだ。

支那代表は第十五條の適用に關し滿洲事件とを併せ整理することを要求するものなりと重ねて宣言し議長の討議打切に依り閉會した。

二月二日
公開理事會

二月二日、英國代表は日支事件に關し急遽理事會開催方要求し午後公開理事會を開催した。

英國代表は上海事件の重大なることを指摘し、日支兩國に對する調停手段に關する説明をなし佛、米の完全なる了解あること等を述べ、佐藤代表は事件發生以來の出來事を詳細に説明し、

事務總長は上海に於ける調査委員も組織せられたることなれば、理事會としては右委員報告の到着を待ち事件を審議すること、したき旨を述べ、議長は閉會を宣した。

右の如く英國代表は理事會に於て日支兩國に對する提案の趣旨を説明し二日左の如き書翰を帝國政府に提起した。

左記

二月二日付在本邦英國大使來翰(米國及佛國大使來翰も略同一内容)

以書翰啓上致候、陳者本使は英國外務大臣の訓令に基き、閣下に對し上海に於て發生したる不幸なる事態の解決の爲の左記提案を通報し、且日本帝國政府が直に之を受諾せられむことを最も切實に要請致候、尙本日午後同時刻を期し支那政府に對しても同一の提案をなす次第に有之候

英國政府の提案は左の如くに有之候

(一) 左記條件により双方一切の強力行爲を中止すること

- (二) これ以上敵對行爲の爲にする何等の動員又は準備を爲さざること
- (三) 日支双方の交戦者を上海の地域内に於ける一切の接觸地點より撤退すること
- (四) 交戦者の間を隔離すべき中立地帯を設けることにより、共同租界を保護すること、これ等地帯は中立國人に於て警備すべく之が取極は領事官憲に於て定むること

(五) 上記諸條件が受諾せらるゝに於ては、巴里條約及十二月九日の國際聯盟決議の精神に準據し、豫め要求又は留保を爲すことなく且中立の監視者又は参加者の援助の下に、兩國間に現存する總ての紛争を解決する爲の交渉を促進すること
 右申進旁、本使は茲に重ねて閣下に向て敬意を表し候 敬具

帝國政府は慎重熟議の上四日左の如く英、米、佛國大使宛に回答した。

左記

以書翰啓上致候、陳者貴國政府の訓令に基き本月二日付貴翰を以て上海事件に關する

提議御通報に相成り敬承致候、該提議に對する帝國政府の所見左の通りなるに付右に御承知相成度

- 一 支那軍の挑戰並騷擾的行爲を即時且完全に停止せしむるを要す、右にして確保せらるゝに於ては帝國軍に於ても戰鬪行爲を中止す、もし支那側（正規軍たる便衣隊たるを問はず）にして挑戰若は騷擾的行動ある場合、帝國軍の取るべき行動に就ては完全にその自由を留保す
- 二 支那側從來の不信なる行動並現在の重大なる形勢に鑑み、我が方としては動員又は戰鬪の準備をなさざることとは不可能なり
- 三 日支双方交戦者の離隔及必要に應じ、閩北附近中立地帯の設定に關し、領事及軍隊指揮官をして取極の交渉に當らしむるに異存なし
- 四 所謂兩國間に現存する一切の紛争中には滿洲事件を含むものと解せらるゝところ、同事件は上海事件とは全然別個の問題なるのみならず、滿洲事件に就ては客

年十二月十日の理事會決議も存しをり、且又同事件の解決につき、第三國監視者又は參與者の援助を受諾し得ざるは、帝國政府の既定方針なるを以て旁、本項は我が方の同意し得ざるところなり

右回答旁、本大臣は茲に重ねて閣下に向て敬意を表し候 敬具

二月六日十二箇國理事會開催したるも公開理事會に移らず左の如き通牒を發表した。

日支兩國を除く十二箇國理事會は、本日午後四時半より會議を開き上海の情勢に關し意見の交換を遂げたが、去る二月二日の理事會に於て明にされた列國の調停手段が未だ終結せざる現在の狀勢に於ては、本日の公開會議に於て日支紛争を討議することは機宜を得ざるものであると言ふに意見の一致を見た。

上海に於ける事態極めて重大となれるに鑑み自衛の爲愈、陸軍の若干を上海に派遣せらるゝこととなり、帝國政府は之に關し二月七日左の聲明を發表し、同時に外國使臣、國際聯盟へも通告した。

上海事件に關する帝國政府聲明

一 東洋の平和を確保し世界の平和的發達に貢獻するは、帝國政府の一貫せる外交方針なり、不幸にして近年隣邦に於ける排外運動の暴威は其不統一、不安定なる政情と相俟て列國共通の憂を醸すに至りたるが、國土近接し利害最も錯綜せる帝國は、列國中最大の犠牲的地位に立つに至れり、而して我が方に於て世界の大勢及善隣の關係に鑑み努めて友好的態度に出づるや、支那側に於ては却て乘すべしと爲し頻に我が權益を蹂躪し、殊に國民政府と殆ど一心同體なる黨部指導の下に、機會ある毎に其惡辣深刻なる排日運動を擴大し、在留帝國臣民に對し各種の暴行迫害を加ふるの實狀なり。

二 上海事件は斯かる情勢の下に勃發せるものにして、是より先、青島、福州、廣東、厦門等に起りたる幾多の不敬記事事件乃至暴行事件等と其揆を一にす、即ち此等の事件を通じて看取し得べき事實は、支那官民の我が國及國民に對する侮辱的態度

と、在留邦人に對する暴行なるが、上海事件は其最も顯著なるものにして、民國日報社は去る一月九日我が皇室に對する不敬記事を掲げ、又同月十八日我が僧侶等五名は何等の理由なくして支那暴民の爲襲撃を受け、内三名は重傷を負ひ一名は遂に死亡するに至れり、茲に於て過去長日月の間排日に苦み殊に最近其最も惡辣なる情勢に對し、隱忍に隱忍を重ね來れる我が居留民の憤懣は其極に達し、事態極めて重大化するに至れり。

三 此情況に於て在上海帝國總領事は、帝國政府の訓令に基き右暴行事件を局部的に解決し事態の擴大を極力防止すべき方針の下に、一月二十一日上海市長に對し反日會の解散を始め四項の要求を提出せるが、二十八日午後三時同市長の我が方に對する回答は右要求を容れたるものなりしを以て、我が方としては之に依り事態の緩和を期待すると同時に、支那側約束の履行を監視するの地位に立つに至りたり、然るに之より先、盛に上海附近に集中せられたる第十九路軍は、支那内政上の關係より

して必ずしも國民政府の命令を奉せざるもの如く、前記上海市長の我が要求應諾に拘らず、租界附近に於て戦備を整ふる等の行動ありたる一方、便衣隊其他不逞分子の租界潜入もあり、市政府附近の形勢亦不穩となり流言蜚語甚しく、此間閘北一帶の保安隊も逃亡したる爲居留民をして極度の不安に陥らしめたり、共同租界當局は右不安状態に顧み、二十八日午後四時戒嚴令を發し列國軍は豫て協定せし受持區域の警備に就くに至れる處、我が陸戦隊に於て其受持區域たる閘北地方の警備に就かむとするや、支那側は我が軍に向て發砲し攻勢的態度に出でたるを以て、我が陸戦隊は已むなく之が對抗手段を執り、茲に日支兩軍の衝突となり次で今日の事態を致せり。

四 右に依り明なるが如く、前記暴行事件と日支兩軍の衝突事件とは全然別個の問題にして衝突事件に至りては元來我が方の意思に反するものなるを以て、極力形勢の惡化を防止するに努めたる結果、英米總領事の奔走もあり、二十九日日支兩軍間に

一旦停戦協定の成立を見たる次第なる處、翌三十日午前に至り支那側は約に反して再び發砲し、更に三十一日午後の停戦會議に於て中立地帯に關する協定成立する迄停戦を約せるに拘らず、再び攻撃を開始し其後引續き攻撃を止めざるのみならず、増援軍の上海附近集中を繼續し我が方に於て上海の國際都市たるの地位に顧み、事態不擴大の方針の下に努めて隱忍の態度に出づるや、支那側に於ては却て之を以て我が軍の敗戦なるやに宣傳して益、攻撃的態度を逞うする狀況なり。

五 統制無き支那の現狀に顧み、又過去に於ける幾多の事例に照し上海附近に集中せる支那の大軍は、無責任なる政治家等の煽動に依り、何時如何なる暴舉に出づるやも測り難き一方、今や我が陸戦隊は十數倍の支那軍を控へ不眠不休の努力を續け居り、我が居留民は極度の不安に驅られつゝある狀況なる處、海軍兵力の陸上派遣には自ら一定の限度あるを以て、此際陸軍兵力の派遣に依り支那軍の脅威を去り、一日も速に上海の常態を回復し列國民の不安を除去するを緊要と認め、茲に所要陸兵

を上海方面に派遣し以て從來の海軍力と協力せしめらるゝことゝなれる次第なり。

六 要之今次帝國陸軍の上海方面派遣の目的は、既往に於ける帝國の同方面に對する累次の海兵派遣と等しく、多數の帝國臣民と巨億の財産保護の萬全を期し、併せて租界防備に關する國際的義務を全うするに存するを以て、其兵力は右目的達成の爲必要な限度に止め、且其行動は列國共同の利益を確保するの方針に則るべく、從て支那側にして敵對行動を終止せざるか、又は右我が軍の目的遂行上の行動に妨害を加ふるに於ては、之に對し必要の對抗手段を行使すべきも我が方より進んで攻勢に出づるが如きことなきは勿論なり、將又我が方に於て上海地方に對し何等政治的野心を有せざるは固より、同地方に於ける列國の權益を侵害するが如き意圖なきことは既に聲明せる通りにして、帝國政府の上海地方に對し要望する所は畢竟列國協調及相互扶助の精神に依り、關係各國と共に同地方の安寧と繁榮の増進を計り、延

いて東洋の平和と福祉とに貢献するに存す。

二〇

二月八日、上海事件現地調査委員第一回報告は、本日壽府及上海に於て公表せられたが、大體帝國代表部が理事會に對し通告したる事實を裏書したるもので左記の如きものである。

左記

- (一) 排日排貨運動は、滿洲事變以來一層熾烈を加へ、日貨の抑留日貨取扱商人の科刑等の不法行爲頻發し、之に對して何等法律的制裁を加へず爲に、日本人の支那人に對する極端なる反感を誘發したり。一方執拗なる學生運動及彼等の對日宣戰要求等に依り、支那民衆の對日反感を激成し事態の惡化と共に、幾多の暴行事件を見るに至り、支那新聞の不敬記事、日本居留民の直接行動要求等に依り事態更に惡化せり。
- (二) 一月十八日日本僧侶に對する暴行事件、二十日日本人の三友工場襲撃事件あり、

同日日本居留民は大會後市中を游行し、工部局警官と衝突したり、右に對し日本官憲は直に遺憾の意を表し暴行日本人七名は自首し長崎裁判所に送致せられたり、同日午後日本總領事は僧侶暴行事件に付五箇條の要求を市長に提出せり、二十一日日本司令官は若し上海市長が遲滞なく要求に應ぜざる場合は適當なる自衛手段に出づべき旨を聲明せり。

- (三) 二十四日日本總領事は市長に對し相當期間内に回答なき場合は、必要なる手段に出づべきを通告したるが、市長に於ては衝突を防止する爲能ふ限り讓歩の意ある旨を明にし、各方面有力者の説得に努め、遂に抗日會は二十七日夜より二十八日にかけて閉鎖せられたり、二十七日日本總領事は翌日午後六時迄に満足なる回答を得ざるに於ては必要なる手段に出づべき旨通告せり、二十八日午前七時半日本司令官は若し満足なる回答なき場合は、翌朝より行動を開始すべき旨各國司令官に通告せり、同日午前工部局參事會は同日午後四時より戒嚴令を公布すべき旨決定せり、右戒嚴

令の公布は實質上各國司令官に對し各警備區域の防備に就くべき旨の通告たるの效力を有す。

(四) 同日午後市長は日本側要求全部を承認すべき旨を通告し、午後四時日本總領事は領事團に對し、右回答の満足なる旨を通じ支那側今後の措置振りを監視し差當り何等の行動に出でざるべき旨を附言せり、右に依り事態は緩和せられたるも尙一般には海軍に於ては支那側回答の有無に拘らず、何等かの行動に出づべしと信せられ、日本側「プレス、ユニオン」公表にも支那側の無誠意及日本人襲撃說等形勢不穩を告ぐる記事あり、且又市長の讓歩に對し支那民衆の反抗を豫想せられたるを以て、共同防備委員會は愈、戒嚴を施行することとせり、共同租界防備委員は各國司令官、上海市參事會議長、警察總監、義勇隊指揮官に依り組織せられ、先任司令官之が委員長たり、本委員會は各國軍隊が其各自の警備區域に於て採るべき行動の詳細に付司令するの權限を有せず、單に其警備區域を定め各國軍隊間の連絡協調を計り防備

の原則を決定するを其任務とす。

(五) 英米軍隊は戒嚴施行後直に防備區域に就き伊國軍隊は二十九日防備に就けり。日本軍防備區域は租界の東北一帯にして、西方に於ては北河南路に依り境せられ、尙防備委員の見解に依れば租界外の地域即ち西方に於て北江西路及吳淞鐵道に境し、北方新公園の北境に至り東方新公園の東北境哈爾濱路警察分署に接する地域を包含せり。

尤支那側に於ては二十八日の事件勃發前、前記租界外の日本軍防備區域に就きては何等通知に接し居らざりしが如し、戒嚴令施行當時日本軍は右租界外警備區域を占據せんとせざりき。

平常より租界道路たる北四川路「デックスウエル」路附近一帶居留民保護の爲海兵をして巡邏せしめ居り、又其陸戰隊本部は此區域の突端にあり。

(六) 二十八日午後十一時日本司令官は布告を發し戒嚴令に言及したる上、多數の日本

人の居住する開北の事態極めて不安なるに付、同區域に兵を配置すべき旨を述べ、支那軍隊が速に同地域より鐵道以西に撤退せんことを要望せり。(市長は右布告を午後十一時二十五分に接受せる由)。日本海兵及武裝せる「シビリアン」は北四川路方面及老靶子路迄に沿ひ北河南路迄西進し途中各小路の入口に部隊を配置せり、夜半命令一下此等部隊は西方及北方に向ひ鐵道線路を目標として進撃を開始し、約百名の海兵よりなる一隊は裝甲車に守られ河南路の終端租界と、支那街の境界にある停車場に通ずる「ゲート」を突破せんとせるが、右は租界義勇軍の防備區域なりし爲遮ぎられたり。

(七) 支那側は日本側の撤退要求に應せざりしが、假令撤退の意思ありしとするも時間の餘裕無く事實上不可能なりしなる可し。尙支那側をして前記日本軍の行動を以て一大軍事行動の一部と誤解せしむるが如き緊張せる事態が、數日前より存在したる事實は併せて注意を要す。日本兵は鐵道線路に沿ひ寶興路に達したるも北停車場に

達するを得ざりしものゝし。日本軍は吳淞鐵道を警備せる支那軍裝甲列車に惱まされたるものゝ如く後刻同列車は支那軍の集結せる北停車場に引揚げたるが、二十九日日本軍は飛行機を以て停車場及裝甲列車を爆撃し寶興路一帶の建物も爆撃の爲焼失せるが之は軍事上の目的の爲爲されたるものにして多數の死傷ありしものと一般に認められ居れり。

(八) 市長は日本軍の行動に對し抗議したるが、日本側は右は五箇條の要求と無關係にして日本人保護の自衛手段たるに過ぎず、其軍事行動は非常の際共同防備計畫に基き日本軍の防備す可き區域内に於て執られたるものなりと主張せり。

尙末尾に於て二十九日の停戰提議三十一日の英米側を交へたる日支當局の會談其結果たる停戰取極に言及し居れり。

支那代表は上海現地調査委員の報告には觸れず、専ら上海附近の形勢悪化したることを述べ、日本軍の兵力は滿洲に於て七萬五千、上海方面に二萬五千更に二箇師團を動員、一は上海他は方向不明の地點に向ひたり等と虚報を説き、理事會は日本軍の戦闘行爲中止を確保する方法を採るの必要を力説した。

佐藤代表は支那代表の演説に對し其誇張に過ぎたる點を逐一反駁し、殊に日本兵力に關する事は其餘りに甚しきを述べ、第一回調査報告が日本代表の提出したる一切の報告を裏書するものなりと説き、尙日本陸兵派遣と七日帝國政府の聲明に言及し、最後に目下現地に於て戦闘行爲休止に關する交渉行はれつゝあり、日本は上海に於て自發的に戦闘行爲を行ふの意志なく、日本軍は曩に定められたる受持區域に止まり支那側の撤退を求め、兩軍間に中立地帯を設定し此地帯の治安維持は、之を中立官憲に委ねんとするものであるが、斯かる詳細の取極は之を現地にて行ふの外なき旨を述べた。

議長「ボンクール」氏は英國代表に對し四國共同措置の経過報告を求め、

英國代表は該措置は未だ十分効果を生せしめざるも何等の成果なしとは云ひ難い、現地にて戦闘休止の中立地帯設定の交渉行はれ居り、且予は各理事と共に日本が成るべく速に戦闘行爲を休止するの意志を有することを知り之を満足とし、本件を速に局地的に解決せんことを希望すと述べた。

議長は調査委員の第一回報告は爾後逐次追補せらるべきに依り事態は明瞭となるべく、四國共同措置は今尙繼續し各關係者は戦闘行爲の中止實現に努力しつゝある、予は中立地帯の設置に關し實現方法に就き交渉進捗し、且理事會と精神的關聯の必要を思ひ之を靜觀するを要する旨を述べた。

次で日支兩代表との間に上海事件の経緯、排日抗日に關し執拗なる應酬あり。最後に議長は事件の特殊事情に鑑み理事會の措置の緩慢ならざるを得ざる事情を説明したる後、日支双方の主張に關して十分考慮を加ふべきも差方り戦闘行爲の休止、中立地帯の設置の一日も速ならんことを切望すと述べ閉會した。

二月十二日、支那側は上海事件を規約第十五條第九項に基き之を聯盟總會に附託せんことを提議し、之が採否に關し十二箇國理事會は研究を爲し、又上海調査委員會の第二次報告は聯盟に通達せられたが(二月十四日發表)其内容は概ね次の様で事件經過に對する認識正鵠を缺けるものであつた。

左記

日本の虹口占領につき虹口一帯には恐怖時代が現出するに至り、公然たる戦争状態が數日間に互つて存在するに至つた、攻撃は専ら日本軍の側にあり、日本軍の公稱目的は吳淞の砲臺を占領し、一切の支那軍を上海より相當の距離まで驅逐するに存するにある、虹口に於ける日本人以外の居住民は殆ど全く避難するに至つた、日本領事も亦感情興奮の混亂状態に至つた場合、自國民の行動が矯激に互つたを容認してゐる、併しその後状態は大は改善されるに至り相當數の好ましからぬ日本人も日本に送還された、但本委員會は日支何れの側が休戦を破つたかを決定することは不可能であ

る。

二月十六日に至り十二箇國理事會は次の如き通牒を帝國政府のみに對し提議して來たが、帝國政府は之に對し慎重審議の結果法理的にも實質上にも其不當なる所以を述べ、殊に支那の近代的統一せる國家の體形を爲さざる事を強調し、大に聯盟の反省を促すと共に帝國政府の所信を聲明した、其通牒並回答は次の通りである。

二月十六日國際聯盟十二國理事に依り日本政府に對しなされたる

アツピール(申し入れ、通牒)

理事會議長は一月二十九日兩當事國に對し、其同僚の名に於て爲したる要請中「國際關係の維持は獨り相互の協力及尊重に依りてのみ保障せられ得べく、苟も恒久的性質を有する解決は、決して軍事的にせよ、又假令經濟的にもせよ、力の使用に依りては獲得し得べからざるものにして、現在の情勢が繼續すればする程兩國國民間の不

解は擴大し、其結果は紛争の解決を一層困難ならしめ、又重大なる損害を與ふるところ單に直接關係ある兩當事國に對してのみに止らざるべき旨述べたり。

今日日支兩國理事を除く各國理事は、日本國政府に對し現下の紛争に於て、其聯盟國たり且常任理事國たるの名が、日本に課する特殊の責任と節制の義務とを同政府に於て認めらるゝ様、緊急なる要請を爲すの義務あり、極東に於て過去數箇月間に發展せる事態は、兩當事國承諾の下に任命せられたる調査委員會に依り殘る所なく研究せらるべし、然るに同委員會の組織後上海及同地方に於て、輿論の動搖を増したる諸事件發生し、今尙發生しつゝあり、右等事件は多數國居留民の生命及利益を危殆ならしめ、且世界が其通過しつゝある危機に際し、遭遇する特別の困難を更に大ならしめたるものなるが、右等事件は軍縮會議に對し新なる重大障害を生ずるの虞あり。

十二國理事は日本が主張せる苦情を決して忘却せず、十二國理事は國際社會の一員として其義務及責務を常に細心に遵守し來れる原聯盟國の當然有すべき一切の信頼を、

過去數箇月間日本に對し與へたり、然れども十二國理事は日本が聯盟規約に約定せられたる、平和的解決方法に無留保に服することを可能なりと思考せられざりしことを遺憾とせざるを得ず、十二國理事は國際紛争の解決は、決して平和的手段以外に依り求めらるべからざる旨の巴里條約の嚴肅なる約束に關し、日本に對し今一應注意を喚起す、十二國理事は支那が其領土内に展開しある鬭争の當初より、對日紛争を聯盟に提出し、且平和的解決を目的とする聯盟側諸提案を受諾すべき旨約せることを認めざるべからず。

十二國理事は聯盟規約第十條の條文に依れば、聯盟國は聯盟各國の領土保全及現在の政治的獨立を尊重し、且之を維持すべき旨約し居ることを想起せんと欲す、十二國理事は友誼上より右規定に關し注意を喚起するの權利あり、十二國理事の意見に依れば右規定の結果、規約第十條を無視して行はれたる聯盟國領土の保全侵害及其政治的獨立の毀損は、決して聯盟國に依り有效且實效的と認められ得ず。

日本は世界輿論に對し其對支關係に於て、其態度の正當且穩健なることを示すべき絶大なる責任を有し居れり、日本は既に一九二二年締約國が明白に支那の主權は獨立並其領土的及行政的保全を尊重すべき旨約せる九國條約に署名せることに依り、上記責任を最も嚴肅なる條文に依り承認せり、各國理事は日本に對し其崇高なる名譽の觀念に訴へ其特殊の地位並世界各國が平和の組織及維持に參與せる一員として同國に與へたる信任に伴ひ其負ふべき義務を認めんことを求む。

帝國政府の回答並聲明は二十三日左の如く發せられた。

理事會議長「ボンクール」氏に對する帝國政府の答翰要旨

我が方に於ては今次十二理事國の申入に對し、即時慎重なる考慮を加へたるが、十二理事國が現下上海方面の事態の重大性を痛感し、これが救治策を探求するため如何なる勞をも惜まざらんとしつゝある心事は多とする所なり、さりながら本申入は必要なき方面に向つてなされたる嫌あり、蓋現下の武力的抗爭を中止する途は一に支那側指

導者の手中にある次第にして、日本は抗爭の開始を欲せざりしは固より、現在に於ても最もこれを嫌忌しつゝあり、尙我が方に於ては最近理事會全體の討議に代へ、部分的構成を有する委員會の討議を以てせんとする慣行の生れ來れることを遺憾とするものにして、右慣行は聯盟規約の精神及文字に反するものなり、我が方に於ては今次關係理事の行動がその動機に於て極めて善良なるものあり、又その事業には多大の困難を伴へることを認むるに吝ならざるも、右の如き異例が頻繁に行はるゝことは聯盟の手續に合致せざるものとしてこれを承認し難く、一般世上に於てはかゝる討議を理事會の行動と混同せんことを恐る、何れにするも我が方に於ては十二理事國の希望に酬ゆるを禮と認め、別添聲明を閣下より轉達せられんことを希望するものなるが、これ等理事の人道と平和との爲にする努力はこれを感謝を以て了承すると共に、日本としては現下の抗爭終息を偏に希望するものなることを斷言す。

聲 明

一 十二理事國が日本に對し申入れを爲したるは、恰も日本が隱忍さへすれば上海の危急なる事態を直に終息せしめ得べしとなすが如き寓意を含むものにして、帝國政府の了解し得ざる所なり、攻撃を爲しつゝあるは支那側なるを以てこれに對して申入れをなしてこそ有效なるべし、少くとも日本に對してのみかゝる處置に出づるはいはれなきことなり、日本水兵が攻撃を受けこれに抵抗したることをもつて非とせる趣旨に非ざる限り、何故我が方に向つて抵抗をやめよとなすや。

二 十二理事國の申入れにして、例へば上海附近に安全地帯を設定し日支兩軍の離隔を計るとか、又は衝突を防ぐに足るの保障を提議するとか、何等か積極的提議を含むものならんにはその意のある所を諒解し得べけんも、その事なくして單に日本軍に對し武器を捨つるか或は引揚げんことを期待するは、必然的に共同租界を支那兵の占領に委せんとするものにして、支那側に於てかゝる暴舉に出づることなかるべしといふものあらんも、過去に於て既に二回まで支那側はこれを敢てしたる事實あり、然も支那政府は上海の奪取を以て無責任なる軍兵の所爲なりとの遁辭をする弁なるべし。

三 申入れ中、支那は終始紛争を平和的に解決するの用意あるに拘らず、日本は然らずとなせるは最も不當なる點なり、支那は平和的方法以外には訴へずと宣言すべけんも、事實は言葉よりも雄辯なり、支那側の攻撃的處置は平和的聲明あるの故をもつてこれを許し、日本の防禦的處置は戰鬪的なりとてこれを排斥するが如きは、毫も理由なきことなり、日本が支那軍の攻撃により日々生命財産の損失を受けつゝある時に當り、支那は平和的方法にて一切の紛争を解決するの用意ありといふが如きは、誠に驚きいるの外なし、十二理事國が日本は國際聯盟規約に規定する平和的解決方法が無條件に採用する事を肯せざりし云々の一節は、帝國政府の了解し得ざる所にして、日本は右の如き紛争解決方法に無條件に参加し來れるに非ずや、これ等解決方法はその間自衛處置をとることを妨げざるは勿論にして、聯盟の如何

なる決議もこれを禁ずるものにあらず、日本は平和的解決方法によるがため單に理事會多數の決定に基き規約條項にも規定しをらざる異例を受諾するの義務なし、平和的解決に關する如何なる條約も正當なる自衛の權利を、毫も妨ぐるものに非ざることは一 generally 認められたる公理なり、十二理事國が内實遺憾とする點は日本が無條件に問題の解決を彼等の手中に委ねざりしといふにあるもの、如きところ、右は日本に於て拒絶するの法律上並道義上の權利あり、日本は問題の解決を彼等の手中に委ねることを嘗て約束したることもなく、又十二理事國の判斷、好意には滿腔の信頼を置くものなるが、日本は自國が遠隔の何の國よりも當然且必然に遙に良く事實を了解し得る地位にあるを信ずるを以てなり。

四 今回の申入れは聯盟規約第十條を引用し居れるところ、日本の處置は嚴に防衛的なるを以て何等同條規定に觸るゝものに非ず、この點は五年前列國が上海防備のため強大なる増援軍を派遣したるときに於ても、英米軍が南京を砲撃したるときに於

ても、その他幾多類似の場合に於ても、何れの國よりも本規約條項につき問題が提起せられたることなきに徴するも明白なり、同條は極めて妥當なる規定なるも、國家自衛權を排除するものにはあらず、又この規定あるが爲に支那に對し他國を攻撃するの自由を有するも、他國はその攻撃を排除し得ずといふが如き特權を付與するものに非ざることいふまでもなし。

五 各國の對支出兵に於ける如く、日本の出兵に際しても日本は聯盟の一員たる支那の領土保全又は獨立を侵害せんとするものにあらざるは勿論なり、從て十二國申入れ中に於て第十條に反しなされたる所はこれを有效と認むるを得ずといひ居れるも、帝國政府はその何を意味するや全然解するを得ず、然れどもこの機會に於て再び帝國政府は支那に於て何等領土的又は政治的意圖を有せざることを強調せんとするものなり。

六 帝國政府は支那に對し正義寛容を示す義務が、九國條約當然の結果として生ずと

の論を容るゝを得ず、一切の國に對して正義寛容を示すべき義務あることは條約を待つまでもなきことにして、日本は欣然この義務を受諾するも、同時に他國も又日本に正義寛容を示さるれば欣幸なり、日本は固より九國條約上の一切の義務を遵守する用意あるも同條約調印國以外の國をも交へて、又調印國のあるものを含ますして、その規定につき論議するは不便かつ不適當なりと思考す。

七 最後に帝國政府は支那を以て聯盟規約にはゆる「組織ある國家」と思考せず、又思考し得ざることを強調せんとするものなり、過去に於ては支那は各國の約束により恰も組織ある國家なるかの如き取扱を受け來れるは事實なり、然しながら凡そ擬制は永續するものに非ず、又擬制を認むるがため實際上重大なる危険が醸さるゝ場合には、最早これを許容する事を得ず、今や必然的に擬制を棄て、現實に直面すべき時期到來したり、從來一般に支那の幸福、繁榮統一を欲するの餘り、世界は現實に反して支那を遇するに統一國家を以てしたり、然れどもその人民は部分的には結

合あるも全體として組織せられをらず、もし日本にして支那に何等利害關係なきものとせば、同地が「組織ある國民」により占據せられ居るものとする擬制を尊重し行くことを得べけんも、日本は同地に巨多の利害關係を有するを以て、この上支那に於る混沌たる状態を以て秩序ある状態なりとして取扱ふこと不可能なり、支那各地方に存在する権力はその地方地方に於て、實際上の力を行使しをるの事實のみにその基礎を有するものにして、同地域を越えて支配を行ふの資格なし、この不正規なる事態は支那問題に對し聯盟規約を適用するに當り最も深く考慮せざるべからず、支那に於ては單一なる統一國家の代りに諸種の粗笨なる組織體存す、日本政府は固よりこの現實の事態を直視することにより生ずる各般の推論及結果を整理調和すること極めて困難なるを認む、右は困難なるも必要事なり、吾人は眞實に直面せざるべからず、然して支那に何等統制ある政府なく、又全支に對し完全なる支配を主張し得る権力なきことが根本的事實なり。

八 以上帝國政府は十二理事國の人道に基く高潔なる申入れに對し、簡單にその所見を述べたる次第にして、これを要約再言すれば十二國が日本に訴へたるは、恰も既に開かれ居る扉を無理にこじ開けんと努むるに等しく、當申入れは寧ろ攻撃を加へつゝある支那軍に對して爲さるべきものなること、かゝる申入れが眞に有益又實際的ならんがためには、安全地帯設置といふが如き具體的提案を包含せざるべからざること、日本は支那と異なり平和的方法により問題解決の意思なしとする點の誤なること、然して最後に支那の問題は事實及現實の基礎に於てのみ考察せらるべきものなること、然して事實支那は統一ある國家を構成し居らざること等を述べたる心算なり、更に帝國政府は關係國をしてこの異常なる處置に出でしめたる崇高なる目的と、人道的努力とを深く諒とするものなることを繰返さんとす、帝國政府はこれ等關係諸國が更に考慮を費すに於ては、敍上帝國政府の述べたる所と所見を一にするに至らんことを信するものにして、帝國政府は關係諸國に於て支那側をして過

去五箇月間の戦闘行爲を惹起せるが如き挑發的行爲を止めしむるため、その極度の努力を息めざらんことを深く希望す、一部世上に於ては日本に對し戦争を獎勵しかつこれを希望するものなるかの如き惡評を負はんとするものあるも、日本はこれを強く斥くるものにして、日本國民は戦争及これに伴ふ避け難き慘禍を厭ふことに於て何國にも劣らざるものなり、もし十二國の努力により支那側をして平和的態度を執らしむるに至らば、何國よりもまづ最もこれを喜ぶは日本國民ならん。

二月十八日上海に於ては、我が軍は事態を平和友好的に解決せんと欲し、支那軍に對し二十日午前七時までに現第一線の撤退を了し、同午後五時までに租界の線より概ね二十吉米撤退すること等を含む通告を爲した。

二月十九日公開理事會は支那側の要求に依り開會せられ、議長は支那側の總會招集要求の件、上海事件に付審議の爲開催する旨を述べ次で

支那代表は上海に於ける事態甚だ緊急なるものあるに付、特に理事會招集を希望したる次第なりと前提し、上海に於ける日支軍衝突の状況を述べ、上海に於て日本は「ダムダム」弾を用ひたりとて之を非難したる後、上海調査委員第二回報告は三日以來明白なる戦争状態にありと記載し居る點に付特に注意を喚起し、次で十二國理事より本邦に與へたる勸告に言及し、右は聯盟國としての日本の責任を強調し居る旨特に披露し、轉じて上海事件に關する日支交渉及日本の最後通牒の概要を説明し、上海に於ては茲數時間内に大戦争勃發すべき處、右は日本軍が支那の領土より支那軍を驅逐せんとする企圖に起因するものなりとし、理事會は上海に於て安全措置として即座に必要な手段を執ることを要求すと述べ、最後に上海事件は從來の日支紛争と區別して取扱ひ得ざること、日本の最後通牒に對し支那は抵抗する用意あることを記載せる南京電報を讀み上げた。

佐藤代表は支那側の陳述中日本軍が「ダムダム」弾を使用したりと云ひしは虚言も甚しく、此度の事件に使用したること全然無く又日本は煙幕を使用したるも、右は何等有毒性のものにあらずと酬ひ、元來日本が支那に於て強力を使用せるは、全然本邦人保護の爲に外ならず、日本は上海に於ける敵對行爲中止の爲各種の手段を講じ休戦條件すら申出でたるも、商議遂に成立せざりしと述べ、日本軍が支那軍撤退の要求を爲すの已むなきに至りたる理由は、從來繰返し説明したる處に依り明白なりと述べたる後、聯盟規約は「組織ある人民」を規律するものなるが、支那に内亂相續き無政府状態にあること久しく、到底組織ある國民と云ふこと能はず、之今日の紛争を惹起せる根本の原因である、若し支那が秩序ある國家ならば日本は勿論平和的手段及規約の文字通りの手續に依り、紛争の解決を計り得たるべきも、支那に對しては之が不可能なることは、近年外國が屢、支那に於て強力を用ひたることに依りても知り得る處である、他國の斯かる自衛手段が承認せらるゝ以上日本に限り之が許されざる理由はない。

次で十二國理事の勸告は當らざる所以を説述し、滿蒙の門戸開放は吾人の最も希望する所にして、何等領土上の野心を有するものにあらずと明言し、最後に上海に於ても日本人保護の保障確立し、中立地帯の設定を見るに至らんか、日本は直に撤兵すべしと聲明した。

次で日支代表間に應酬ありたる後

議長は佐藤理事の全般に互る陳述を十分傾聴したる旨を述べ、現下の事態の重大なるを説き、理事會は支那側の要求に依り事件を總會に附託するに至れる次第を述べ、十二國理事の「アッピール」に言及し該勸告を日本のみに送りたるは、日本が常任理事國にして且軍備の上より言ふも他の方面より觀るも、大國として特に之に信頼する所あらんが故にして、決して非友誼的性質を有する次第に非ず、専ら日本に信頼して敵對行爲を休止せしめんとするに外ならず、然るに日支軍憲間の交渉決裂し最後通牒の送付を見るに至り、大規模の戦闘行はるゝに至らんとするは誠に遺憾に堪へず、此際此危機を救ふ道は日本

側が最後通牒の期限を延長し、中立地帯の設定の交渉を續くる餘裕を與ふるに在り、之聯盟を救ふ唯一の方法なり、とて佐藤理事に於て吾人が最後通牒の期限延長を要請せることを日本政府に傳達せられ度く、右期限の延長あらば理事會は之に力を得て中立地帯設置の爲盡力するを得べしと述べ。

英國理事、「ロンドンデリー」は議長の提議に賛する旨述べたる後、上海の事態緊急なる次第を高調し、且十二國理事勸告に言及し、右は何等日本の行動を批判し又は其名譽を傷つくるものに非ずと辯じた。

次で支那以外各國理事全部逐次議長の提議に賛意を表し、中立國の調停の速行方希望する旨を述べた。

佐藤代表之に答へ理事會の憂慮する處は能く之を理解すると共に、關係諸國の調停は常に喜んで之を聴くべし、議長の提案は之を本國政府に傳達すべきも特に注意し度きは上海に於ける紛争は支那側の攻撃に因るものなれば、支那側に對しても等しく撤退を要求

べきこと當然であると述ぶ。

議長は之に對し日本理事が予の提議を傳達することを承諾せられたるは感謝に堪へず、尙予が特に日本に對し斯かる要請を爲したるは、調停の成否は最後通牒の期限の延長に在りと思惟せるに外ならず、敵對行爲の中止は素より日本に對すると同様強く支那理事に對しても之を要請するものなりと述べ、且又上海に代表者を有する理事は本件調停方に付理事會が大なる期待を有する旨傳達せられたしと述ぶ。次で左記臨時總會招集に關する決議案を披露し一同異議なく之を採決閉會した。

左記

理事會は

- (一) 聯盟規約第十五條第九項の規定に依り、支那代表の提出せる日支紛争を總會に移したしとの請求に付考慮したる結果、規約第十五條第九項に遵ひ右紛争を總會に移すべ旨決定し

- (二) 軍備制限並縮少會議に参加の爲、殆ど全部の聯盟國の代表は目下「ジュネーヴ」にあり、短時日に總會を開き得ることを考慮したる結果三月三日總會を開會すべき旨決定し

- (三) 右紛争を審議するに必要な情報を供給する爲、執りたる措置が繼續せらるべき事實を諒承し

- (四) 紛争當事國に對し總會用として第十五條第二項に遵ひ當該事件に關する陳述書を一切の關係事實及書類と共に、事務總長に提出する爲凡ゆる努力を爲すことを求む
- (五) 規約に遵ひ平和維持の爲努力を繼續すべき理事會の義務は、本決定に依り何等影響せらるゝことなし。

二月二十
九日公開
理事會

上海事件に關し圓滿解決の爲、非常なる緊張裡に聯盟理事會公開會議は、二月二十九日午後六時開會せられ、議長「ボンクール」氏開會の辭を述べ、上海に於ける日支兩軍の停

戦平和の即時回復を目的として、當事國及關係列國の代表者よりなる、國際會議を即時上海に設置すべきことを提議し、次で英代表は左の如く述べた。

予は近々數時間前本國政府より次の如き報告に接し、これをこの席上で發表し得る事を欣ぶ、即ち上海における英國公使「ラムプソン」氏から、昨日午後停戦交渉のため、日支兩國軍司令官が會議を行つたと正式に報告して來た電報である、日支兩國軍司令官の會見は、英國東洋艦隊旗艦「ケント」號で行はれ、二時間半に亙る交渉の結果、主義として相互の軍隊撤退に同意したものである、次で撤退地域問題の詳細にわたつて討議が行はれた、且此停戦協定案は東京及南京に送り、考慮を求むることになつた。次で佐藤代表は、本國に請訓することを條件として賛成し、支那代表亦本國政府に之を傳達すべきを述べ、最後に獨、西の代表は議長提案に賛成の演説があつた、上海事件の解決に具體的提案を採擇した、意義ある理事會は僅に一時間にして散會した。

議長提案

- 一 理事會は上海に齒て、日支兩國政府及上海に特殊の利益を有する主なる國の代表者を以て、上海に圓卓會議を開き、事件の最終的結着を齎すべきことに努力することを提議する。
- 二 本會議は次の二項の諒解の下に開催せらるべきものとす
 - (甲) 日本は何等政治的若は領土的野心を有せず、且上海に日本專管居留地をつくる意思なく、また日本の獨占的利益を得んとする意思を有せざるべきこと
 - (乙) 支那は上海共同租界及佛國租界並その住民を危險に對し保障するに足るべき取極めによつて、これら地域の安全と保全とを維持するの基礎の上に於て本會議に参加すること。

三 本會議の開催は、勿論停戦に關する地方的協定の成立すべきことを前提とするも、理事會は右協定は極めて迅速に成立すべきことを信するものにして、上海に於

ける主要諸國の陸海武官及文官に於て、右の如き停戦協定を作成することに能ふ限りの努力を與ふべきことを信ずる。

四 以上理事會の提議は、上海における平和の確立を以て目前の目的とするものにして、日支問題に關し國際聯盟或はその他の如何なる國(米國を指す)も從來執り來れる立場を何等害し、又は變更するものに非ざるが故に、議長は自己及同僚の名に於て日支兩國及その他戰鬪を停止し、平和を回復するの共通目的に對し、特別の貢獻をなし得べき地位にある主要諸國に於て、本提議に参加し協力せられんことを求む。

聯盟總會の經過概要

總會の一般經過

懸念された聯盟臨時總會は三月十一日決議案を可決して一たび一段落をつけることとなつた、この總會は聯盟規約第十五條第九項による支那の要請に基いて理事會が招集したものである、聯盟理事會はこれまで日支紛争を處理してゐたのは第十一條に據つたものであつて、帝國は十五條の適用には根本的に異議があつたが、二月十九日の理事會で三月三日總會を開くことに決議が成立したので、帝國は十五條援用を留保する條件にてこれに臨むこととなつた、右總會は三月三日午前十一時「ジュネーヴ」の市會議事堂で聯盟加入の約五十國の代表が出席して開會せられ、總會劈頭日本軍の停戦聲明が發表され、議場の空氣は日本側に好轉し、總會は波瀾なく支那の策動の餘地を與へずして終了するか如く思はしめたのに、午後の會議に於て一般委員會を組織し總會參加國全部之に加入することを可決し、支那代表は「日本は未だ戰鬪行爲を續行中である、總會は眞實の休戦實現に努力せんことを望む」と述べ

- 一 總會は日支間の紛争全部の解決に努力すること
- 二 總會は日本の行動を聯盟規約違反と認めること
- 三 總會はすべて日支紛争事件に於て支那側に全く責任なきことを宣言することを要求した。

これに對し松平代表は支那の不信の事實をあげ一々痛烈に反駁した、一般委員會は四日續行したる後、一の決議案を上程し、上海附近の停戦並日本軍の撤退に關する取極を決議し、右決議案は、一般委員會に繼いで開かれた總會で可決された、かくして五日も引續いて一般委員會が開かれたが、これは小國代表の演説をもつて費され、七日、八日をもつて一般討議を終りたる後決議案起草委員會を構成することを可決した、かくて起草委員會は議長、副議長及決議案を提出した諸國代表合せて十五名によつて構成され、九日起草にとりかゝり、十日起草を了し日支兩國政府に示したが、その内容は「サイモン」案を骨子とし、「ギリシア」代表「ポリチス」氏の案を加へたもので、その重點は國際

條約の尊重といふことである、即ち聯盟規約のみならずあらゆる條約の尊重を力説せるものである、帝國は十五條援用には根本に於て異議があるし決議案にも満足し得ざる點があるので、十一日の一般委員會並引續き開かれた總會で日本は堂々としてその理由を述べて棄權した、かくて聯盟總會は日支兩國を除いて満場一致決議案を可決したのち散會し、將來十九名の委員よりなる常設委員會が日支事件の處理に當ることゝなつた。以下總會の經過に關し其梗概を述べる。

三月三日
の情況

聯盟規約第十五條第九項の規定に基き、支那代表の要請した特別聯盟總會は、三月三日午前十一時より開催せられた。理事會議長「ボンクール」氏議長席に著き、開會を宣したる後、日支紛争審議の大意につき説明し、次で二月二十九日理事會に於ける英理事報告及議長の提案を披露し、日本は既に本案を受諾し、支那理事も昨夜同國政府は英艦艦に於ける討議の要旨に依る停戦の成立を條件とし、本案を受諾する用意ある次第を回答した

るに依り、平和解決の曙光見えたと結んだ。

次で白國代表「イーマンス」氏議長に選任せられ、議長席に著き簡單な挨拶を述べ、副議長八名の選舉に入る、此際日、支兩代表は副議長たることを辭した。

選舉の結果「ボンクール」(佛)、「モッタ」(瑞西)、「ラメル」(瑞典)、「サイモン」(英)、「グランデー」(伊)、「オルテガ」(墨西哥)、「ブリューニング」(獨)、「セバホボダイ」(波斯)の諸氏當選した。

三日午後四時總會開催せられ、本會議に附託の全部の問題を審議する爲、一般委員會を組織し總會參加國全部を之に参加せしむることを可決し、次で

支那代表は發言を求め、劈頭上海に於ける停戰交渉は決裂したとて其次第を説き、上海附近に於ける日支兩軍の戦闘情況を述べ、次で本論に入り九月十八日以來の事件の發展及理事會の行動及其席上に於ける支那側の主張を一時間に互り詳述し、要するに

一 日本側が理事會を無視したことは明白で、九月三十日及十二月十日の決議は日本

支那の主
張

軍隊に依り完全に破壊せられた。

二 規約違反の事實も亦疑問の餘地なし、二十萬平方哩の領域の武力的占領及十萬の軍の上海派遣さへ侵略行爲に非ずとせば、規約の下に於て侵略ならずとせらるゝ行爲の限度は何處に之を求むべきや、將又規約第十二條の平和的解決は何を意味するか。

三 仲裁裁判を拒否し戰爭に訴へたる行動に依り、日本は不戰條約にも違反せることを俟たない。

四 聯盟は規約の全文にも顧み、九國條約違反に對しても無關心たるを得ないであらうと述べ、

日本は宣戰布告を伴はざる戰爭に訴へありと論じ結論として支那は今次總會に對し
一 先づ敵對行動の終止及侵略軍の撤退を爲し、次で日支紛争の全般に互り、理事會の決議規約の精神に基く、平和的解決を確保する爲全力を盡し、

二 規約違反の事實を確認し、

三 滿洲、上海其他支那の他の部分に於ける恐るべき現状に付ては、支那側に毫末も責任なきことを嚴肅に宣言し、一切の道德的壓力に依り今次紛争の解決を圖らんとを要求すると述べた。

帝國の態度

之に對し松平代表は左の要旨の演説をした。

本日午後二時、上海に於ける日本軍は支那側が今後敵對行動に出でざることを條件に軍事行動を停止すべきことを言明した、從て總會の會議そのものも既に無用に歸したと云はねばならぬ、既に日本軍の行動は自國居留民及共同租界に對する恐るべき危險に對する自衛的手段に過ぎず、上海に於ける情勢惡化の結果已むを得ざるに出でたものであり、從て此危險を除去し確實なる方法が見出され得る以上、事件は自働的に終を告げたと云はねばならぬ、然し乍ら予は茲に全世界の前に事實を闡明する機會を得たことを喜ぶ、民國以來支那に勃興した彼の國權回復運動の結果、結局支那政府は全力を

舉げて自國の政治的社會的状態の改善、法律制度の完成に努力し、居留外國人の生命財產の安全を保障するの必要に直面するに至つた、然も此等の必要なる準備を實現する能はず、從て一方的にその對外義務の廢棄を宣言するの暴舉を敢てするの已むなきに至つたのである、殊に彼の軍閥の領袖は理想的國家主義の純粹なる方面を急激に不斷に挫き去つて了ひ、其結果「ボイコット」と無責任なる宣傳とが行はれるに至つた、之れに反し日本はあくまで忍耐を以て臨んだのであるが、此寛容なる態度に對し支那側が全く無節制なる尊大、輕侮の態度を以て報いたのは、予の全く遺憾とする所である、上海に於ける日支兩軍が不幸にして遂に衝突したる後も、支那側は停戦を約し乍ら軍事行動又はその準備を續けて平然停戦協定を破つたのである、但茲に予の遺憾とする所は、日本軍が器材の精巧ならざる結果時に攻撃の目標を誤り、不必要に生命財產を傷害した事實である、上海事件に關する日本政府の立場はこれを次の如く要約し得るであらう。

- 一 日本人居留民並共同租界に對する危険を除去し得るならば、日本軍は即時軍事行動を停止し、上海の情勢緩和と共に速に陸兵を撤退する用意を有する。
- 二 日本政府は關係各國の權益を保障するため、關係各國と共に圓卓會議を開催する用意を有する。

三 日本政府は上海地方に於て政治的領土的野心を遂げんとする意圖無く、乃至上海に日本租界を設定し、又は其他の方法により日本のみの利益を増進せんとするものではない、滿洲新國家に關する日本政府の見解は敢て總會の論議すべき所に屬しないが、日本政府の公明なる態度は一月二十一日帝國議會に於ける芳澤外相の演説に明瞭である、既に對支調査委員の一行も現地に近付きつゝあり十分審議を了し、意見衝突の危機を見ぬ問題を、再び論議する事は徒らに事態を紛糾せしめ、解決を遅らすに過ぎぬであらう、日支兩國現在の紛争は過去に於ける不幸なる事件が堆積した結果に他ならぬ、刻下の困難が近き將來に於て友好的に解決され、東アジアを蔽

ふ暗影が永久に一掃されんことを、我等は衷心より希望して已まぬものである。

三月四日
の情況

三月四日午後四時總會一般一委員會が開催せられた。

議長「イーマンス」氏は上海に於ては戦闘停止を宣言せる趣なるも、尙戦闘繼續を報せる矛盾した旨の支那代表の書簡を讀上げ、次で帝國代表より提出した三日夜劉河方面に於ける彼我衝突に關する報告即ち偶發的小競合はあるも、主力の戦闘行為は停止せられた旨を朗讀した。

支那代表は上海地方に於て、眞に戦闘が停止せられあるや否やにつき、英、米、佛、伊の四提督に監視を依頼し、且總會は右四提督に對し休戦の條件を提議することを希望すると共に、右休戦實施の上、上海圓卓會議開催の運に至るべしと述べた。

事務總長「ドラモンド」氏は之に對し、上海調査委員會に對し特に戦闘中止の點につき、報告を提出する様依頼したる旨を述べ、

英代表「サイモン」氏亦右情報の供給に協力すべき旨を述べたる後、日支兩軍の停戦布告を喜び、對敵行爲中止の原則成立したる上は多少の小競合は間もなく停止せらるべしとて、暗に支那側を抑へ、停戦を確保する爲中立國の公平なる情報必要なりと述べた。佛、伊兩代表も情報供給に協力すべきを述べ、次で

佐藤代表より上海附近に於ける軍事行動の停止は、日本軍先づ之を布告し且有効に履行せられある次第を述べ、日本の平和的解決の爲圓卓會議に参加するの用意ある旨を説述した。

支那代表は日本代表の言に欺かるべからずと前言し、日本軍の上海増援、各地の小競合の情況を述べ、日本軍停戦の宣言も無意味にして、總會として休戦確保の爲緊急措置を講せられたいと述べた。

佐藤代表之に應酬したる後、議長は本日の討議を要約するに吾人の尤も關心する所は、敵對行爲の停止にある、依て本日の討議の次第を一の決議案の形式に表明したく、幹部

會に於て案文を起草の上更に討議を續けたしと提議し一時休憩す。

一旦休憩したる一般委員會は午後七時再開し、議長は幹部會の可決したる決議案を披露し、案文に關し日本代表より疑議を訊す所ありたる後左の如く可決した。

決 議

一 去る二月二十九日理事會によつて可決されたる上海圓卓會議開催の件を要請し、且右理事會の席上可決されたる他の提案を何等害することなく、日支兩國政府に對し兩國軍司令官がすでに發したと傳へられる停戦命令實施を確保するため、即時必要なる手段を執られんことを求む。

二 上海居留地に特別なる利害關係を有する諸國に對し、前記第一項の要請が如何なる方法によつて實行されたかを、聯盟に通告せんことを要求す。

三 停戦を具體的ならしめ、且日本軍隊の撤退を規定する協定締結のため、日支兩國代表は前記上海の居留地に、特別なる利害關係を有する諸國と陸海及その他の官憲

の助力を得て交渉を開始すべきことを勧める、聯盟總會はこれら交渉の進展に關し、前記諸國から通知に接することを得ば欣幸とするところである。

三月五日
の情況

三月五日午前一般委員會開催せられ、劈頭事務總長は昨日の決議を在「ベルン」米國公使に通告したるに、本朝同公使より米國政府は其在上海司令官に對し右決議に基き、他國代表と協力すべきを命令せる旨回答あつたと披露した。

次で日支兩代表間に上海の現地に於ける停戰問題に關し應酬し、支那代表の誇大なる報告に對し佐藤代表は逐一反駁し、支那代表亦排發的言辭を弄して各國の同情を求めた。佛、英代表は其各の報告に依るも、上海附近に於ける戰鬪行為は已に中止せられたる旨を述べて、日支兩國の此點に付ての論争を中止することを奨め、議長之に賛し一般討議に入る。

小國側の
意見

次で諾威、「コロンビヤ」、墨西哥、瑞典、芬蘭、和蘭の各代表意見を開陳したが何れも

原則論に立脚し、世界平和の爲規約擁護の必要なること、武力の行使を非とすること、聯盟が本紛争の解決の爲強き手段を採ることを欲する旨を述べ、陰に陽に帝國の態度を非難した。

五日午後一般委員會を續開し丁抹、瑞西、西班牙、希臘、波斯、「ウルグワイ」、葡萄牙の諸代表各意見を述べたが、何れも平和手段に依る紛争の解決、規約の尊重、安全保障の必要等を繰返し小國として自家擁護の辯を爲した。

右諸國の意見開陳あつた後閉會し七日開會に決した。

三月七日
の情況

三月七日午後一般委員會開催、劈頭支那代表は支那政府の總會の決議を受諾し、停戰交渉開始の用意ある旨を述べ、次で羅國、波蘭代表の聯盟尊重に關する意見開陳ありたる後、

英代表「サイモン」氏は、各小國の聯盟に對する熱烈なる愛著心を披瀝したるに同意し、

極力聯盟擁護の必要ありとて、日支紛争につき聯盟の採るべき實際的措置に付き、

- (一) 規約第十五條第三項に依り兩當事國間に調停を圖ること。
 (二) 總會として紛争の本質に關し正邪の判断を爲すべき時機に到來しあらず、十二月

理事會決議に基く調査委員の報告を待つを要するも、差當りの處置として總會は紛争解決の爲、一般原則につき一の宣言を爲すことが必要である。即ち規約第十二條に依る平和的手段のみに依ること、不戰條約の引用聲明、要すれば規約第十條に言及することである。是聯盟諸國は何れも當然受諾し得べき鐵則であつて、吾人が今日の機會に於て之等原則を更に確認する措置に出づることは、機宜の措置であるかであると述べた、次で

伊、獨、佛各代表は英國代表の意見を支持し、且委員會を設置して次回の總會まで事態の推移を監視し、右總會宣言の原則に依り適當處置と講せしむることを欲すると述べた。

最後に巴奈馬代表は大國と雖小國と同一の取扱を受くべく極東の現状は、規約の主義に反するものがあるとして、規約第十五條三項の調停手段以外の措置をも、採るの必要あるべしとの趣旨を述べた。

以上を以て委員會を終了した。

三月八日
の情況

三月八日午後一般委員會開催せられ、「ブリアン」氏の國葬に聯盟總會より代表者を參列せしむる件を可決し、次で

愛蘭、「サルバドル」、匈牙利、「ハイチ」、墨西哥、「ウルグアイ」、「コロンビヤ」、加奈陀、勃牙利、「ユーゴスラビヤ」、南阿代表、印度代表、「ラトヴィア」、「ポリヴィア」の諸代表逐次日支紛争解決に關する意見を開陳し、次で

支那代表は各國代表が日支紛争に關し夫々陳べたる意見は、規約の原則を一切の場合に於て無條件に尊重すべしとする點に於て、一致せるものと認むる、調停は規約第十五條

の主眼ならんも、過去五箇月間に行はれたる措置は不幸にして失敗に終つた、近く總會の爲ざんとする宣言は一月八日米國政府の通牒と同趣旨のものと諒解するが、右宣言後支那調査委員會の報告接到する迄、紛争其者に關し何等措置を採り得ずとの意見は非常なる誤解である、滿洲の事態は明に聯盟國の領土保全、政治的獨立を保障せる規約第十條の違反である、吾人は先づ以て日本軍の撤兵を要望すると述べた。

佐藤代表は之に對し

- (一) 日本は聯盟規約、不戰條約の嚴守を切望するので、今次の軍事行動は支那の特殊なる状態に鑑み、眞に自衛措置に過ぎざることを。
- (二) 日本は何等特殊を求むるの意志なく、關係國の協力及規約の精神に依り、上海事件を急速に解決せんことを望み、三月四日の決議を欣然受諾したること。
- (三) 日本は聯盟創立以來衷心之が發達に貢献し來り、今尙其權威の確立を切望しあること。

等の趣旨を敷衍して反駁した。

斯くて一般討議を終りたる後、「チエツコ」代表は左の提案を爲し討論の後之を可決して閉會した。

左記

- 一 總會幹部會を構成する諸國及決議案を提出する諸國代表を以て起草委員會を組織すること。
- 二 右決議案の提出期限は明九日正午迄とすること。
- 三 起草委員會は明九日集合し、其結果に依り明十日中に一般委員會を開催すること。右に依り起草委員會は、白、佛、瑞西、瑞典、英、伊、墨、獨、波斯、希、「コロンビヤ」、「チエツコ」、諾威、西、「サルバトル」國の代表を以て組織し、決議草案起草に着手することゝなつた。

三月十一日
の情況

三月十一日午後五時一般委員會開催せられ。

六八

佐藤代表は決議草案採決に際し日本政府の態度に關し左の如く聲明した、

決議案に
對する帝
國の態度

一 日本政府は決議案に掲げある諸原則を遵守しある事は、從來も屢、聲明したる通りで、未だ嘗て之等の諸原則に違反したる行動に出でたことなく、今後も之に従ふ行動を爲さんとする確固たる決意を有するものである。

二 日本が武力を用ひ、而して武力の壓迫の下に交渉を行ひ、支那に對し或種の條件を強要するものと云ふが如きは全く事實に即しない、日本政府は去る九月以來聲明した如く、支那に對し何等領土的野心なく、不幸にして武力に訴へたるも是急迫した日本國民の生命、財産の安固を圖る爲の自衛行爲に外ならない、之を以て日本の平和的紛争解決の誠意を疑ふは當らない。

三 本決議案の冒頭にある條約尊重の原則は日本として尤も重きを置く點である、蓋し極東現下の事態は、支那に於ける幾多條約上の權益及正式に締結せられた條約の

一方的破棄を、目的とする政策に主として起因するからである。

四 條約の侵害と共に今回の事件の根本原因を爲すものは、支那に於ける「ポイコツト」其他排外運動である、斯かる運動は國際間の良好なる親善關係を紊り、國際平和を害ふこと大である、今後總會は特に此點に注意を拂はれんことを切望する。

五 日本は客年九月以來常に其真情を披瀝し、理事會は第十一條に基き支那調査委員會を設け、該委員會は其事業を開始せんとして居る、本決議案が特に右委員會を設けたる十二月十日の決議を引用したるは満足であつて、右決議は引續き有効に實行せらるべきである。吾人は一月二十九日及三十日の理事會に於て、右決議が有効に存在するに拘らず、日支事件の全部に第十五條を適用することは、當初より異議を述べたる處で今も亦變る所はない。

六 右に依り決議案に對する日本の主張は明瞭と思はれるし、尙茲に日本の主張は十二國理事の「アツピール」に對する聲明に依りても十分盡されれることを附言す。

日本は第十五條の適用に關し留保を爲しあり、今回の總會に對しても右留保の下に参加せるものであるから、吾人は本決議案の表決に加はることは出来ない、即ち決議案の成立に反對せざる爲棄權するのである。

議長は各國の賛否を質し、反對者なく（日本は棄權、支那は政府よりの訓令なきに依り棄權したるも後日訓令到着と共に賛成の旨通告した）本案可決せられ、次で午後六時總會開催せられ、決議案を可決した、議長は棄權は總會議事規則に依り、缺席と見做さるにつき本決議案は全會一致を以て採擇せられたと宣言した。

決議案第三章の委員會（十九人委員會）に参加すべき六名の委員として、瑞西、「チエツコ」、「コロンビヤ」、葡、洪、瑞典當選し最後に

議長は之を以て總會第一段の事業終了せることを欣び、今後十九人委員會の事業は、甚だ困難であるが、日支兩國の十分なる協力、平和と法の尊重に努め世界の輿論の希望に副はれたる旨を述べ、一先づ總會を閉會することゝなつた。

總會に於て採擇したる決議

一 總會は聯盟規約の諸條項、更に特に第一に諸條約の細心尊重の條項、第二に外部的侵略に對し、一切の聯盟國の領土的保全並現存の政治的獨立を尊重し、且保存すとの聯盟各國のなしたる誓約、第三に如何なる紛争をも、平和的手段に付託する聯盟各國の義務に關する條項が、完全に現在の紛争に適用し得と思量しつゝ、こゝに一九三一年十二月十日「アリスチード・ブリアン」氏が、その宣言に於て誓約し、更に二月十六日日本政府に對する申入れに於て、理事會十二箇國會議が援用したる諸原則を想起するものである、その際聯盟規約第十條に違反して行はれたる聯盟國の領土的保全に對する侵略並現在の政治的獨立に對する干犯は、聯盟各國によつて正當乃至有效と認められるを得ざる旨言明されてゐるのである、國際的行動に關する諸原則並上述せる聯盟國關の紛争處理の方法は、聯盟規約と共に世界平和の機構の柱の一を形成し、その第二條に於て「締約國は相互間に起ることあるべき一切

の紛争または紛議は、その性質または起因の如何を問はず、平和的手段による外これが處理または解決を求めざる事を約す」と規定したる「パリ」條約と完全に調和するものなることを看取し、總會に課せられたる紛争の解決に關し、完全に採擇さるべき決定を保ちつゝ、上述の諸原則並條項が拘束的性質を有することを宣言し、且聯盟規約或は「パリ」條約に反する方法を以て實現さるべき情勢、條約、乃至協定を承認せざるは、聯盟國に課せられたる義務なることを宣言す。

二 總會は一乃至他の當事國よりの武力壓迫の脅威の下に、日支紛争の解決を求める事は、聯盟規約の精神に反する事を確言しつゝ、一九三一年九月三十日及十二月十日の理事會に於て兩當事國の協力を得て採擇されたる決議を想起す、更に戰鬪行為の確定的停止並日本軍の撤退を目的とし、同じく兩當事國の協力を得て採擇されたる總會自身の決議を想起し、且上海租界に特殊の利益を有する諸國がこの目的のために、その助力を提供する用意ある事實に留意し、且必要なる場合撤兵地域の秩序維持に關し、その助力を供與されん事をこれ等諸國に要請す。

三 總會は紛争に對する聯盟規約第十五條所定の條項適用に關し、一月二十九日支那政府より提出されたる要請に鑑み、また聯盟規約第十五條第九項に準據して紛争を處理せんがために、總會を招集することに關し、二月十二日支那政府が提出した要求に鑑み、更に總會が支那政府の要請の主題を形成する紛争の全般につき解決の義務を課せられ、且規約第十五條第三項所定の和協手續及必要なる場合には、同條第四項に規定されたる勸告手續を適用するの義務ありとの見解に基き十九名、即ち委員會議長たるべき總會議長、紛争當事國を除く理事國代表、秘密投票によつて選舉さるべき、その他の六名より成る委員會の構成を決定する、總會の名に於て且その統制の下に、その義務を遂行すべき本委員會は、

第一、三月四日の總會決議に準據し戰鬪行為の停止を明確にし、且日本軍の撤退を規制する目的を以て可及的速に戰鬪行為の停止。

第二、一九三一年九月三十日及十二月十日の理事會に於て採擇されたる決議の執行を注視し。

第三、聯盟規約第十五條第三項に準據し當事國と協議して紛争解決の準備をなし、且總會に付託すべき協定草案作成に努力し。

第四、必要なる場合常設國際司法裁判所に對して、諮問的意見を與へんことを總會に提案し。

第五、聯盟規約第十五條第四項に規定されたる報告案を最終的に準備し。

第六、必要と思慮されるあらゆる緊急の手段を提案し。

第七、可及的迅速に、而して遅くも一九三二年五月一日までに總會に對して第一次經過報告を付託し。

第八、文書作成に必要と思量され且總會に通達する義務ありと感ずる如き意見を、委員會に通告せんことを理事會に要請す。

最後に總會は依然會期を續け議長は、必要と判斷する場合會議を招集することを得るものとす。

今次總會の決議は、右の如く支那側の主張は之を一蹴し、主として既存條約の尊重を強調して居るのであるが、其内容に於て滿洲事變を含む日支紛争の全般に亘り、規約第十五條を適用せんとして居る、抑々滿洲事變は支那側の要請に依り規約第十一條を適用して其解決を企圖し、昨年十二月十日の決議に於て支那調査委員を派遣することに決し、今や其調査續行中に屬するに不拘、之を上海事件と一併解決せんとするは不適當であるし、且上海事件は帝國臣民の生命財産の安固を現地に於て保護する爲の自衛の行動であつて、決して國交斷絶に至る虞あるが如き事態に非ざるに、之に對し規約第

十五條を援用せんとするは、根本に於て帝國政府の受諾し得ない處で、之を留保して總會に臨んだのであるから、今回の決議は根本に於て帝國政府の所見と相容れないのである、而して決議の實質的効果は大ならざるに鑑み帝國は遂に棄權したのである。

聯盟が既存條約の尊重に多大の關心を有し、其權威保持に就ては大に焦躁せることは世人の熟知せる處であつて、帝國も之が擁護に多大の努力を拂ふことを惜まないものであるが、今次聯盟の行動を見るに英、佛の如き大國は其態度中正にして概ね帝國の主張に共鳴したのであるが、大多數を占むる小國の主張は、悉く概念的原則論に基き、自國の特殊の立場小國擁護の見地に立脚して、強國たる帝國の武力行使に對し其實情を究めずして之を非議し、遂に總會の空氣

に大なる影響を與へたることを看逃してはならない。

總會は茲に一段落を告げたのであるが、今後日支事件解決の爲委員會が存續せらるゝに至りたるに就ては、將來尙日支問題に就て關與することを豫め承知すると共に帝國は、從來の方針通り傳統の正義に立脚したる公正なる態度に依り、克く聯盟をして其本來の使命を盡さしむる如く、之を指導啓發するの態度に出づることが肝要である。





